

地すべり防止区域内における制限行為一覧表

- 地すべり防止区域内でAにあたる行為を行う場合は、県知事の許可が必要です。
(Bにあたる行為は軽微な行為であるため、許可不要です。)

区 分	許可が必要な行為(A)	許可を要しない行為(B)
	地すべり等防止法第18条 地すべり等防止法施行令第5条	地すべり等防止法施行令第4条
地下水に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 地下水を誘引する行為又は地下水を停滞させる行為で、地下水を増加させるもの。 ② 地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ③ その他地下水の排除を阻害する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ① 有効断面積45cm²以下の管渠(漏水の少ないもの)により、区域外から地下水を引く行為 ② 1馬力以下の動力で地下水を汲み上げる行為 ③ 水道管、ガス管等の埋設(ただし、有効断面積45cm²を越える管渠により、区域外から地下水を引く場合を除く)
地表水に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 地表水を放流する行為 ② 地表水を停滞させる行為 ③ 地表水の浸透を助長する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ① 水田(地割れ等により地下浸透が発生しやすい場合を除く。②③も同様。)への地表水の放流、または停滞させる行為 ② 灌漑のために地表水を放流する行為 ③ 日常生活に係わる地表水の放流 ④ 海、河川等の公共水域、又は用排水路への地表水の放流 ⑤ 溜池等の貯水施設への地表水の放流、又は貯留 ⑥ その他知事が指定する軽微な行為
土地の原状変更に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 法長3m以上の法切 ② 直高2m以上の切土 	—
施設の新設又は改良に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 断面積600 cm²を越える用排水路(ただし、これ以下であっても、地割れ等により地表水の浸透しやすいものは含む。②も同様) ② 6m³をこえる溜池、池、その他の貯水施設 ③ 載荷重10t/m²以上の施設又は工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ① 断面積600cm²以下の用排水路 ② 6m³以下の溜池、池、その他の貯留施設
上記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 地表から深さ2m以上の掘削 ② 地すべり防止施設から5m(知事が指定した場合はその距離)以内の地域における掘削 ③ 載荷重10t/m²以上の土石その他の物件の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ① 直径35cm以下のボーリング(水の浸透しない地質におけるボーリング、水の浸透を防止する工法を用いるボーリング) ② 地すべり防止施設から1m以上離れたところにおける50cm未満の掘削で、直ちに埋め直すもの。